

別表第5 泡消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 手動式起動操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 標識

- 適正であること。
- (d) 機能
 - 正常であること。
- b 自動式起動装置
 - (a) 起動用水圧開閉装置
 - ① 圧力スイッチ
 - 変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。
 - ② 起動用圧力タンク
 - 変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。
 - ③ 機能
 - 作動圧力値が適正であること。
 - (b) 火災感知装置
 - ① 感知器
 - 自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。
 - ② 閉鎖型スプリンクラーヘッド
 - スプリンクラー設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。
- (ウ) 電動機
 - a 外形
 - 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - b 回転軸
 - 回転が円滑であること。
 - c 軸受部
 - 潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
 - d 軸継手
 - 緩み等がなく、機能が正常であること。
 - e 機能
 - 正常であること。
- (エ) ポンプ
 - a 外形
 - 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - b 回転軸
 - 回転が円滑であること。
 - c 軸受部
 - 潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
 - d グランド部
 - 著しい漏水がないこと。
 - e 連成計及び圧力計
 - 正常に作動すること。
 - f 性能
 - 適正であること。
- (オ) 呼水装置
 - a 呼水槽
 - 変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
 - b バルブ類
 - 漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
 - c 自動給水装置
 - 変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
 - d 減水警報装置
 - 変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

(5) 泡消火薬剤貯蔵槽等

ア 消火薬剤貯蔵槽

変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

ウ 圧力計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(6) 泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置

ア 外形

変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。

イ 薬剤混合装置(調整機構を有するものに限る。)

調整機構の設定状態が設置時と同じであること。

ウ 加圧送液装置

漏液等がなく、加圧用にポンプを用いるものにあつては加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であること。

(7) 泡放出口

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 泡放出障害

泡ヘッドにあつては周囲に泡の分布を、高発泡用泡放出口にあつては泡の流動を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

泡ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(8) 流水検知装置及び圧力検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

と。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

(9) 一斉開放弁(電磁弁を含む。)

次の事項について実施すること。ただし、イの事項については、設置後15年を経過したものに限り実施することとし、設置後20年を経過しないものにあつては、設置後15年を経過した日以後5年を経過する日までの間に実施すること。この場合において、当該期間内に2の総合点検において(1)ア(イ)又はイ(イ)の事項を確認したときは、その日において実施したものとみなす。

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。

イ 機能

正常であること。

(10) 防護区画(高発泡を用いる泡消火設備に限る。)

ア 区画変更等

防護区画及び開口部面積の変更がないこと。

イ 開口部の自動閉鎖装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(11) 非常停止装置(高発泡を用いる泡消火設備に限る。)

変形、損傷等がなく、機能が正常であること。

(12) 泡放射用器具格納箱等

ア 泡放射用器具格納箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が確実にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

(イ) ホースの耐圧性能(ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷、著しい漏水等がないこと。

ウ ホース接続口

変形、損傷、著しい腐食等がなく、着脱が容易にでき、ホース接続口である旨の標識が適正に設けられていること。

エ 開閉弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(13) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 固定式の泡消火設備

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

- a 加圧送水装置
正常に作動すること。
- b 表示、警報等
適正に行われること。
- c 電動機の運転電流
適正であること。
- d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

- (イ) 一斉開放弁（設置後15年を経過したものに限る。）（設置後20年を経過しないものにあつては、設置後15年を経過した日以後5年を経過する日までの間に、設置後20年を経過したものにあつては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後5年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に1の機器点検において(9)イの事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。）

正常に作動すること。

(ウ) 分布等

- a 低発泡を用いるもの（設置後又は消火薬剤の交換後15年（たん白泡消火薬剤を用いるものにあつては5年）を経過したものに限る。）

全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。

- b 高発泡を用いるもの

水により放射を行い、放射圧力が適正であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

- (イ) 一斉開放弁（設置後15年を経過したものに限る。）（設置後20年を経過しないものにあつては、設置後15年を経過した日以後5年を経過する日までの間に、設置後20年を経過したものにあつては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後5年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に1の機器点検において(9)イの事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。）

正常に作動すること。

(ウ) 分布等

- a 低発泡を用いるもの（設置後又は消火薬剤の交換後15年（たん白泡消火薬剤を用いるものにあつては5年）を経過したものに限る。）

全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。

- b 高発泡を用いるもの

水により放射を行い、放射圧力が適正であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 移動式の泡消火設備

非常電源に切り替えた状態で、遠隔起動操作部の操作により加圧送水装置を起動させ、任意の泡消火設備により放射し、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

e 減圧のための措置

機能が正常であること。

(イ) 発泡倍率、放射圧力、混合率

適正であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 発泡倍率、放射圧力、混合率

適正であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。